

令和8年度重点テーマ

「地域で取り組む動物愛護管理に係る活動の促進」
「災害発生に備えた連携体制の強化」

1 重点テーマに関する事業

(1) 地域住民、市町等と連携した野犬・野良猫の減少に向けた活動の促進

① 飼い主のいない猫対策

○ 飼い主のいない猫の不妊去勢手術支援事業

令和7年度から実施している、市町が行う野良猫の不妊去勢手術費用の助成に対する補助を継続し、市町における飼い主のいない猫への取組みを支援するとともに、当該補助事業の活用が広がるよう、各市町に対し事例共有などの情報提供を行う。

○ 地域猫活動支援事業

野良猫による糞尿や鳴き声などの生活環境被害の訴えが多い地域においては、地域住民の理解と合意のもと地域猫活動が推進されるよう、「猫の適正飼養管理と猫との共生をめざすガイドライン」等を活用し、市町等との連携のもと、地域住民への飼い主のいない猫対策への理解を浸透させ、地域が主体となった取組みを促進する。

② 地域で取り組む野犬の増えない・いない地域づくり

本県における犬の収容数、殺処分数は年々減少傾向にあるものの、全国と比較すると依然として多い状況が続いており、野犬の多い地域においては、無責任な餌やり行為や野犬の住みかとなりやすい環境等が、野犬の繁殖する要因と考えられる。野犬問題を解決するためには、行政・地域住民・関係機関等が連携して「野犬の増えない・いない地域」を作っていくことが重要であることから、引き続き、野犬が多い地域における野犬問題の共通認識の形成や地域行事にあわせて野犬対策パトロール等の活動を促進する。

県内でも最も野犬の多い地域の1つである丸亀市土器川周辺においては、令和3年度から土器川周辺地区をモデル地区として地域住民、丸亀市、県が連携

し、河川清掃等の地域行事において野犬対策パトロールを実施する等の野犬の増えない・いない地域づくりの取組みを実施してきたところである。令和7年度には土器川周辺の4地区にまで取組みを拡大しており、令和8年度も引き続き、これらの取組みを継続するとともに、他の市町や自治会等を取組事例を共有し、県内の野犬の多い地域において、地域住民が主体となった野犬の増えない・いない地域をつくる活動を促進していく。

(2) 地域全体への適正な飼養や飼い主の責任意識の定着

野犬・野良猫が多い地域において、市町や自治会等と連携し、出前講座や出前教室、パネル展示の開催、チラシ等を活用した啓発を行い、不妊去勢手術の徹底や犬の放し飼いの禁止をはじめとする適正な飼養や、終生飼養などの飼い主の責任意識の定着を図る。

また、地域住民、市町、動物愛護推進員等と連携した地域における飼い犬・飼い猫の適正な飼養の推進の在り方について、検討する。

(3) 災害時における動物救護活動体制の検討

災害時のペット対策については、まず、ペットとの同行避難が基本的な方針であることから、令和6年度に策定した「香川県人とペットの災害対策指針」に基づき、引き続き県内各市町においてペットと同行避難できる避難所の選定、運営マニュアルの整備、地域住民への周知等、飼い主と家庭動物の受入れ体制の整備が進むよう支援する。

また、ペットの保護や救護活動が必要な場合に備え、(公社)香川県獣医師会及び(学)穴吹学園の協力のもと、災害発生時における動物への獣医療の提供など、被災動物救護活動について具体的な検討を進めるとともに、ペットとの同行避難や動物救護活動等が円滑に実施されるよう、他の民間団体や企業などとの災害時の協定の締結など、連携の在り方を検討する。

2 「動物は家族の一員」に向けての取組み

○ 動物の適正な飼養の推進

動物の適正な飼養について、ホームページやSNSによる情報発信を充実させるとともに、広報誌等のさまざまな媒体を活用し、広く県民に適正な飼養の推進を図る。

センターにおいては、犬猫を譲り受けた飼養者(譲渡ボランティアを含む。)の適正な飼養を支援し、また、センターや県内各地で開催するイベントにおいても、適正な飼養の必要性や方法について啓発を行い、飼い主の知識や技能の習得の機会を増やす。

○ 収容した犬猫の適正な譲渡の推進

引き続き、新しい飼い主を募集している犬猫の情報や、センターの譲渡制度について、積極的に広報するとともに、ボランティアや関係団体等と連携し、適正な譲渡を推進する。

3 「動物は地域の一員」に向けての取組み

○ 動物の飼育に係る地域における理解の向上

多頭飼育による問題などの予防や解決に向け、社会福祉部局をはじめとする多様な関係主体の連携体制を検討する。

○ 動物取扱業者の法令遵守の徹底

令和元年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正に伴い、動物取扱業者に対する規制が強化されたことから、業者に対する指導・監視体制を強化する。

4 人と動物の「未来」に向けての取組み

○ 子どもたちへの啓発

動物愛護管理に関するテキストの小中学校への配布や動物愛護出前教室、センターへの校外学習等を実施し、動物のいのちの大切さについて関心を持ち、家庭や地域のみんなで動物愛護管理について考えるきっかけとなるよう呼びかける。

また、小中学校や学童保育において、地域の抱える課題に応じた出前教室を市町と連携して行い、地域住民、関係機関、保健所及び地域の子どもたち

とともに解決に向けて取り組む。

○ 民間企業等との連携に係る検討

動物愛護と適正な飼養に係る普及啓発や、人とペットの災害対策等における民間企業等との連携の在り方について、検討する。

5 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

○ 人と動物の共通感染症に関する知識の普及啓発

ホームページやSNS等のさまざまな広報媒体を活用し、人と動物の共通感染症に関する正しい情報を広く県民に発信する。

○ 重大な人と動物の共通感染症に関する発生時の体制整備の検討

県内の犬、猫等において、狂犬病（疑い）が発生した場合や、家きんにおける家畜伝染病にも指定されている高病原性鳥インフルエンザが動物園等の飼養鳥において発生した場合の体制整備を検討する。

○ 飼い主への災害対策についての普及啓発

引き続き、センターにおけるボランティアサポーターと連携したイベントや、市町や（公社）香川県獣医師会と連携した「あなたとペットの災害対策ハンドブック」の飼い主への配布等により、飼い主に向けて平常時からの災害への備えについて、普及啓発する。